**○農林水産省
環境省
経済産業省告示第四号**

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条第四項の規定に基づき、同条第一項の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年九月二十五日

農林水産大臣　簗　和生
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　笹川　博義

一　名称　高梨乳業株式会社
二　住所　神奈川県横浜市旭区本宿町五番地
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	一八〇ミリリットル	一六八グラム	牛乳用	農林水産省経済産業省環境省告示第一号図第五のとおり

一　名称　株式会社　明治
二　住所　東京都中央区京橋二丁目二番一号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	一八〇ミリリットル	一五五グラム	牛乳・加工乳・乳飲料・はっ酵乳用	農林水産省経済産業省環境省告示第一号図第八のとおり
プラスチック	ナチュラル半透明	一	二・九グラム	牛乳・加工乳・乳飲料・はっ酵乳の瓶用のキャップ	農林水産省経済産業省環境省告示第一号図第九のとおり

○国土交通省告示第千百六十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年九月二十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中畑沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

秋田県山本郡藤里町粕毛の区域内の土地のうち、次の一点から十九点までを順次結んだ線及び一点と十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	40°19′32.2499″	140°13′27.9519″
2	40°19′32.4119″	140°13′27.5256″
3	40°19′32.8948″	140°13′27.3820″
4	40°19′32.7644″	140°13′26.4848″
5	40°19′33.6159″	140°13′25.2293″
6	40°19′33.8309″	140°13′25.4936″
7	40°19′33.5021″	140°13′26.2228″
8	40°19′33.8054″	140°13′26.5869″
9	40°19′34.6092″	140°13′27.1692″
10	40°19′35.6217″	140°13′27.9278″
11	40°19′35.7689″	140°13′28.7458″
12	40°19′34.6052″	140°13′29.0387″
13	40°19′34.3788″	140°13′29.9288″
14	40°19′34.8881″	140°13′30.4536″
15	40°19′34.6929″	140°13′30.8001″
16	40°19′33.2863″	140°13′29.7205″
17	40°19′33.0994″	140°13′28.6469″
18	40°19′32.6283″	140°13′28.8026″
19	40°19′32.3139″	140°13′28.4627″

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

荒屋敷沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷の区域内の土地のうち、次の一点から二十六点までを順次結んだ線及び一点と二十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	39°35′30.7963″	140°33′03.4834″
2	39°35′31.3577″	140°33′03.6297″
3	39°35′31.6772″	140°33′03.6568″
4	39°35′31.8706″	140°33′03.6003″
5	39°35′32.2047″	140°33′03.5891″